

BTMU Global Business Insight臨時増刊号

AREA Report 432

アジア・オセアニア各国の賃金比較 (2016年5月)

2016年5月11日

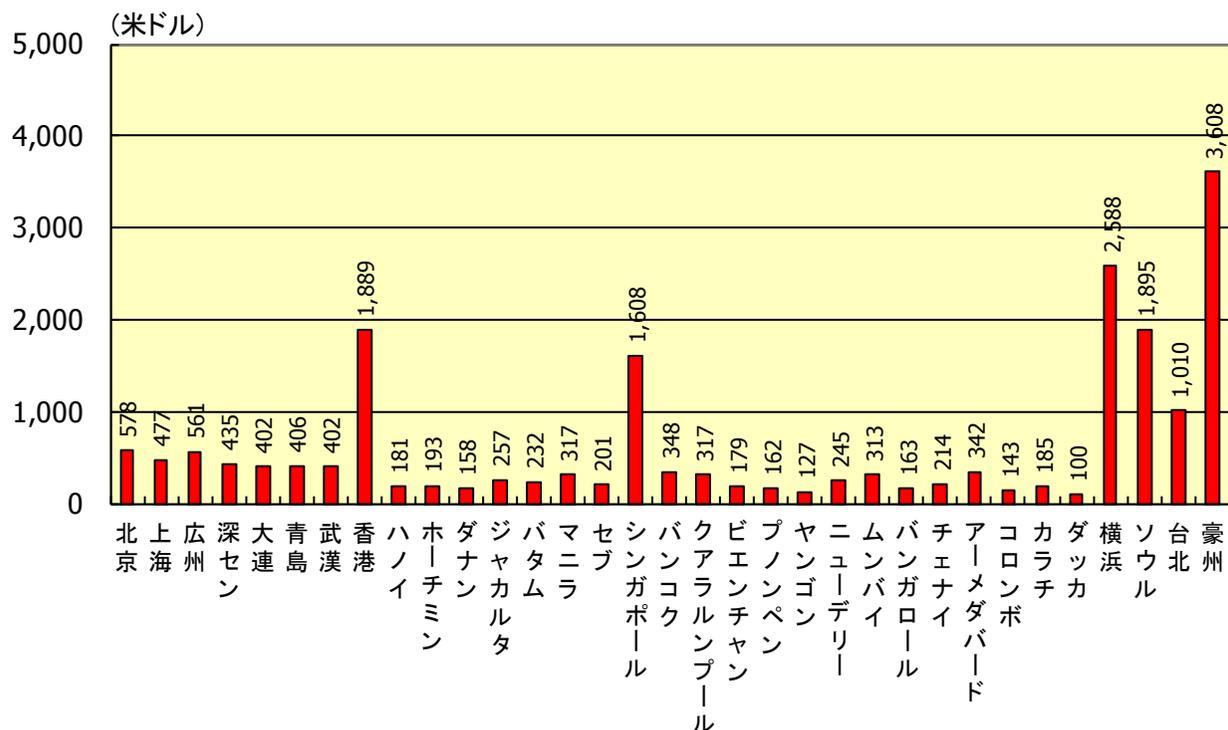
国際業務部

はじめに

アジアの高成長が続く中、近年、日系企業は、生産拠点の海外シフト・再配置を行ってきました。その際には、各国の人件費がどの程度か、どのような投資インセンティブがあるかといった点が検討のポイントとされるケースが多いようです。特に日系製造業では、一般工等の賃金水準に着目するケースも多くなっています。また、最近では円安進行で、一部の生産を日本に戻すケースも見られます。

そこで、アジア・オセアニア各国の「製造業の一般工、エンジニア、中間管理層の月額賃金」、「非製造業のスタッフ、マネージャーの月額賃金」、「店舗スタッフ（アパレル、飲食）の月額賃金」の賃金水準データを、以下の通りまとめました（いずれも基本給）。

【アジア各国の一般工の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2016年1月)

「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(ジェトロ、2015年度調査)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

※2015年10～11月調査実施。米ドル換算は2015年10月の平均レート適用。

人民元は1米ドル＝6.5169元(2016年1月5日のインターバンクレート中値)。

1. 月額賃金の比較：製造業、非製造業

ジェトロ発表の「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2016年1月）」等から「製造業の一般工、エンジニア、マネージャー」、
「非製造業のスタッフ、マネージャー」、「店舗スタッフ（アパレル、飲食）」の賃金水準を比較したものが下表です。各国の賃金は米
ドル建で比較しています。従って相対的な賃金水準は、（1）現地通貨建の賃金の上昇、（2）現地通貨の対ドルレートの推移、の2つの要
因に左右されます。また、企業サイドの支払人件費としては、この他に社会保障費の負担率なども考慮する必要があります。

【表1. 製造業：一般工の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	578	477	561	435	402	406	402	1,889	181	193	158	257	232	317	201	1,608	348
日本（100）との比較	22.3	18.4	21.7	16.8	15.5	15.7	15.5	73.0	7.0	7.5	6.1	9.9	9.0	12.2	7.8	62.1	13.4

【表2. 製造業：エンジニア（中堅技術者）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	954	865	862	693	649	621	708	3,045	346	349	226	417	404	485	341	2,641	659
日本（100）との比較	29.4	26.6	26.5	21.3	20.0	19.1	21.8	93.8	10.7	10.7	7.0	12.8	12.4	14.9	10.5	81.3	20.3

【表3. 製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	1,702	1,554	1,581	1,289	1,129	1,076	1,290	3,878	871	736	481	912	725	1,023	1,057	5,337	1,401
日本（100）との比較	39.3	35.8	36.5	29.7	26.0	24.8	29.8	89.4	20.1	17.0	11.1	21.0	16.7	23.6	24.4	123.1	32.3

【表4. 非製造業：スタッフ（一般職）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	995	997	787	916	728	641	797	2,139	390	469	277	411	n.a.	517	496	2,286	610
日本（100）との比較	39.7	39.8	31.4	36.5	29.0	25.6	31.8	85.3	15.6	18.7	11.0	16.4	-	20.6	19.8	91.2	24.3

【表5. 非製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	2,262	2,139	2,083	1,977	1,648	1,429	1,471	4,132	971	1,018	503	1,127	n.a.	1,425	1,726	4,237	1,471
日本（100）との比較	51.9	49.1	47.8	45.4	37.8	32.8	33.8	94.9	22.3	23.4	11.5	25.9	-	32.7	39.6	97.3	33.8

（出所）「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」（ジェトロ、2016年1月）、「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（ジェトロ、2015年度調査）

より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

（2015年10～11月ジェトロ実施、米ドルへの換算は2015年10月の平均レート、人民元への換算は2016年1月5日のインターバンクレート中値）

※「日本（=100）との比較」は日本（横浜）の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

※月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。

1. 月額賃金の比較(続き): 製造業、非製造業

【表1. 製造業:一般工の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	317	179	162	127	245	313	163	214	342	143	185	100	2,588	1,895	1,010	3,608
日本 (100) との比較	12.2	6.9	6.3	4.9	9.5	12.1	6.3	8.3	13.2	5.5	7.1	3.9	100.0	73.2	39.0	139.4

【表2. 製造業:エンジニア(中堅技術者)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	738	424	323	388	627	536	464	463	1,218	391	543	288	3,248	2,328	1,281	5,099
日本 (100) との比較	22.7	13.1	9.9	11.9	19.3	16.5	14.3	14.3	37.5	12.0	16.7	8.9	100.0	71.7	39.4	157.0

【表3. 製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	1,445	1,005	664	951	1,659	1,462	1,070	1,080	1,766	759	1,145	658	4,336	3,311	1,972	6,850
日本 (100) との比較	33.3	23.2	15.3	21.9	38.3	33.7	24.7	24.9	40.7	17.5	26.4	15.2	100.0	76.4	45.5	158.0

【表4. 非製造業:スタッフ(一般職)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	785	390	390	336	571	531	508	450	581	333	275	215	2,507	2,300	1,270	3,560
日本 (100) との比較	31.3	15.6	15.6	13.4	22.8	21.2	20.3	17.9	23.2	13.3	11.0	8.6	100.0	91.7	50.7	142.0

【表5. 非製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	1,620	1,536	1,061	801	1,749	1,430	1,143	1,189	2,367	866	962	700	4,355	3,836	2,180	7,125
日本 (100) との比較	37.2	35.3	24.4	18.4	40.2	32.8	26.2	27.3	54.4	19.9	22.1	16.1	100.0	88.1	50.1	163.6

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2016年1月)、「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(ジェトロ、2015年度調査)

より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

(2015年10～11月ジェトロ実施、米ドルへの換算は2015年10月の平均レート、人民元への換算は2016年1月5日のインターバンクレート中値)

※「日本 (=100) との比較」は日本 (横浜) の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

※月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。

1. 月額賃金の比較(続き): 店舗スタッフ(アパレル、飲食)

【表6. 店舗スタッフ(アパレル)の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	779	744	666	718	615	n.a.	626	1,507	n.a.	178	n.a.	n.a.	n.a.	244	171	888	308
日本(100)との比較	47.5	45.4	40.6	43.8	37.5	-	38.2	91.9	-	10.9	-	-	-	14.9	10.4	54.1	18.8

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	529	160	145	92	158	731	330	n.a.	549	140	92	128	1,640	2,056	774
日本(100)との比較	32.3	9.8	8.8	5.6	9.6	44.6	20.1	-	33.5	8.5	5.6	7.8	100.0	125.4	47.2

【表7. 店舗スタッフ(飲食)の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	612	505	493	466	491	418	455	1,531	n.a.	161	n.a.	n.a.	n.a.	244	171	759	308
日本(100)との比較	68.1	56.2	54.8	51.8	54.6	46.5	50.6	170.3	-	17.9	-	-	-	27.1	19.0	84.4	34.3

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	346	111	155	57	143	643	296	n.a.	522	168	92	204	899	1,502	589
日本(100)との比較	38.5	12.3	17.2	6.3	15.9	71.5	32.9	-	58.1	18.7	10.2	22.7	100.0	167.1	65.5

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2016年1月)、「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(ジェトロ、2015年度調査)

より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

※「日本(=100)との比較」は日本(横浜)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

※月額賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

※賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。

2. 過去10年間の賃金変化

過去10年間の各国の賃金の変化を見ると、中国やアセアン諸国の上昇率が比較的高く、台湾・韓国・日本の上昇率は比較的低くなっています。

中国の深センを1としたときに、各国の賃金が何倍かを指数化した数字を比較すると、タイは若干上昇、マレーシア、インドネシアは、比率が10年前とほぼ同程度の水準で推移しているのに対し、フィリピン、ベトナムは若干低下しています。また、台湾、韓国、日本も比率は低下しています。特に、日本は、長く続いた低成長により、2005年の9.8倍から5.9倍へと低下しています。

【アジア各国の月額賃金水準推移(2006年⇒2015年)：一般工の賃金】

(米ドル)

		中国		タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム		インド	台湾	韓国	日本
		上海	深セン	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	ニューデリー	台北	ソウル	横浜
一般工賃金	2006年	317	316	164	221	178	283	143	169	246	1,042	1,632	3,090
	2015年	477	435	348	317	257	317	181	193	245	1,010	1,895	2,588
過去10年間の 上昇率(%)		50.5	37.7	112.2	43.4	44.4	12.0	26.6	14.2	-0.4	-3.1	16.1	-16.2
深セン(=1) との比較 (何倍か)	2006年	1.0	1.0	0.5	0.7	0.6	0.9	0.5	0.5	0.8	3.3	5.2	9.8
	2015年	1.1	1.0	0.8	0.7	0.6	0.7	0.4	0.4	0.6	2.3	4.4	5.9

(出所) ジェトロ資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

※データは、賃金幅の中間値を算出している。

※「深セン(=1)との比較」は中国の深センの賃金を1としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

【アジア諸国の月額法定最低賃金】（2016年4月26日現在）

3. 主要国の法定最低賃金動向

一般工の賃金水準を見ると、法定最低賃金の上昇率も、比較の判断材料になると考えられます。

自国通貨が、対米ドルで弱くなっている国の米ドル建賃金の上昇率は、自国通貨建ての賃金上昇率より低くなっています。

インドネシア	実額（ルピア）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
ジャカルタ特別州	2,200,000	2,441,301	2,700,000	3,100,000	10.6	14.8	234	202	220	▲ 13.7	9.1
ブカシ県	2,002,000	2,447,445	2,925,000	3,261,375	19.5	11.5	234	218	231	▲ 6.8	5.9
スラバヤ市	1,740,000	2,200,000	2,710,000	3,045,000	23.2	12.4	211	202	216	▲ 3.9	6.8
スマラン市	1,209,100	1,423,500	1,685,000	1,909,000	18.4	13.3	136	126	135	▲ 7.7	7.7
パタム市	2,040,000	2,422,092	2,685,305	2,994,111	10.9	11.5	232	200	212	▲ 13.5	5.9
タイ	実額（バーツ）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
バンコク（※）	9,000	9,000	9,000	9,000	0.0	0.0	293	262	247	▲ 10.5	▲ 5.8
ベトナム（※）	実額（ドン）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
エリア1	2,350,000	2,700,000	3,100,000	3,500,000	14.8	12.9	128	141	154	10.1	9.2
エリア2	2,100,000	2,400,000	2,750,000	3,100,000	14.6	12.7	114	125	137	9.9	9.0
エリア3	1,800,000	2,100,000	2,400,000	2,700,000	14.3	12.5	100	109	119	9.6	8.8
エリア4	1,650,000	1,900,000	2,150,000	2,400,000	13.2	11.6	90	98	106	8.5	8.0
フィリピン	実額（ペソ）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
マニラ首都圏	11,650	11,650	12,025	12,025	3.2	0.0	274	264	257	▲ 3.7	▲ 2.6
バタンガス（リマ）	8,063	8,388	8,388	8,388	0.0	0.0	198	184	180	▲ 6.7	▲ 2.6
セブ	8,175	8,500	8,825	8,825	0.0	0.0	200	194	189	▲ 3.1	▲ 2.6
マレーシア	実額（リンギット）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
マレー半島	900	900	900	1,000	0.0	11.1	286	230	234	▲ 19.4	1.5
サバ・サラワク州	800	800	800	920	0.0	15.0	254	205	215	▲ 19.4	5.1
中国	実額（人民元）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
上海（市内）	1,620	1,820	2,020	2,190	11.0	8.4	296	324	340	9.4	5.0
深セン	1,600	1,808	2,030	-	12.3	-	294	321	-	9.3	-
カンボジア	実額（米ドル）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
カンボジア	80	100	128	140	28.0	9.4	100	128	140	28.0	9.4
ミャンマー	実額（チャット）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2015年	2016年
ミャンマー	-	-	108,000	108,000	-	0.0	-	83	91	-	9.2

（出所）各種資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

3. 主要国の法定最低賃金動向(前ページの表の備考)

※為替レートは1米ドル当たり、2012年9,388ルピア、31.1バーツ、20,873ドン、6.31元

2013年10,449ルピア、30.7バーツ、21,030ドン、42.23ペソ、3.15リングット、6.15元

2014年11,868ルピア、32.5バーツ、21,199ドン、42.45ペソ、3.27リングット、6.20元

2015年13,398ルピア、34.3バーツ、21,923ドン、45.5ペソ、3.91リングット、6.24元、1,300チャット

2016年14,100ルピア、36.4バーツ、22,667ドン、46.7ペソ、4.28リングット、6.44元、1,190チャットで計算。

※上昇率は年率換算して算出。バンコクは、日額（300バーツ）の30倍で月額に換算。

※米ドル建ての上昇率は、地場通貨建賃金をドル換算し、1ドル以下の単位まで換算した数字で算出。

※タイの最低賃金は、2013年1月より全国一律で、日額300バーツになっている。

※ベトナムの試行期間終了後（雇用契約後）の最低賃金は上記の7%増し。

※ベトナムの、エリア1はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの都市部、エリア2はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの郊外と
カントーの一部・ダナン、エリア3はバクニン、バクザン、ハイズオン、ビンフック省など、エリア4はその他のエリア。

※フィリピンは、首都圏一般企業およびリマ工業団地の数字。月25日稼働と考え月額換算。

※上海の最低賃金は2013年4月1,620元、2014年4月1,820元、2015年4月2,020元、2016年4月2,190元に引き上げられている。

※深センの最低賃金は2012年2月1,500元、2013年3月1,600元、2014年2月1,808元、2015年3月2,030元に引き上げられている。

※カンボジアの最低賃金は2014年2月100米ドル、2015年1月128米ドル、2016年1月140米ドルに引上げられている。

※ミャンマーの最低賃金は日額（3,600チャット）の30倍で月額に換算。

3.主要国の法定最低賃金動向についてのコメント

(1) インドネシア

2015年10月30日、ジャカルタ特別州知事は、2016年の法定最低賃金を前年比14.81%増の310万ルピアに決定したことを発表。決定した金額は政労使で構成される賃金審議会の提案に基づいており、労働者に配慮し、インドネシア政府が先に発表していた最低賃金算定式で算出した水準である303万ルピアより若干高くなっている。

(2) タイ

2015年11月、タイ政府は、景気に配慮し2016年6月まで最低賃金の引上げを行わないことを発表している。

(3) ベトナム

2015年11月20日、ベトナム政府は、2016年1月1日からの法定最低賃金を発表した。エリア1が350万ドン、エリア2が310万ドン、エリア3が270万ドン、エリア4が240万ドンで、引き上げ幅は11.6~12.9%。

(4) マレーシア

2015年10月23日、マレーシアの法定最低賃金の改定が発表された。2016年7月からマレー半島で現在の月額900リンギから1,000リンギ（約235米ドル）へ、東マレーシアで800リンギから920リンギ（約216米ドル）へ引き上げる。同日発表された2016年度予算案の中でも、生活支援策の一環として最低賃金の引き上げが掲げられている。マレーシアの最低賃金制度は2013年に導入され、今回は初めての改定となる。次回は、2018年に見直される見込み。

(5) カンボジア

カンボジア労働省は、2016年の縫製業労働者の法定最低賃金を月額140米ドルに決定したと発表した。カンボジアの今年の最低賃金は、昨年の100米ドルから28%引き上げた128米ドルだった。最低賃金の水準について、今年から2.3%（3米ドル）増の131米ドルが妥当とするカンボジア縫製協会（GMAC）に対し、労働側は178米ドルへの大幅引き上げを主張していた。両者の主張が平行線を辿るなか、両者と政府の意見を考慮した労働諮問委員会が提案した135米ドルに、政府が5米ドル上乗せした月額140米ドルに決定した。

(6) ミャンマー

ミャンマー政府は、全国一律月額3,600チャット（約3米ドル）の法定最低賃金を2015年9月1日に導入した。従業員15人以下の小規模企業を除き、全国一律で全業種に適用される。

(7) 中国

上海の法定最低賃金は、2016年4月1日に、これまでの2,020元から2,190元に引き上げられた。引き上げ率は、8.4%。

レポート作成： 国際業務部 情報室
北村 広明
hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。